

高松市 市民活動保険のご案内

高松市では、市民活動中のリスクをサポートする保険制度を導入しています。

市民活動保険とは？

市民活動団体等で活動する人が、活動中に偶然の事故でケガを負った場合や、他人にケガをさせたり、物を壊してしまった場合などを補償する制度です。

□ 市が保険会社と契約し、**保険料は市が負担**します。

□ 登録や加入申込等の**事前手続きは不要**です。

※団体の会則や活動計画書、参加者名簿などの書類の事前提出は必要ありません。

ただし、事故発生時には提出していただく必要があるため、日頃からご準備をお願いします。

対象となる人等	対象となる活動の主な要件
市民により 自主的に 組織され、活動の 拠点を高松市に置き、計画的に市民活動を行う団体等（市民活動団体・地域コミュニティ協議会・自治会等）において、直接的に活動を実践する人 （指導者・運営スタッフ、清掃活動や防災訓練等の参加者） ※賠償責任は、市民活動団体等も対象	<ul style="list-style-type: none">・ 自発的かつ主体的に行う非営利の活動（政治、宗教に関する活動を除く）・ 公益的な活動・ 継続的、計画的に行っている活動・ 無報酬の活動（交通費等の実費弁償は可）・ 日本国内における活動



イベントや行事等の単なる**来場者、観覧者など直接的に市民活動を実践していない人は、傷害事故の補償対象にはなりません。**

来場者等を補償対象とする場合は、別途、イベント保険等への加入が必要です。

対象となる 主な活動例

対象となる活動	主な活動例
社会福祉活動	・ 社会福祉施設への援護活動 ・ 高齢者、障がい者への援護活動
保健衛生活動	・ 献血、各種健診の普及啓発活動 ・ がん検診への協力
環境保全活動	・ 環境美化、清掃活動 ・ リサイクル運動 ・ 自然保護、緑化活動
青少年健全育成活動	・ 青少年非行防止活動 ・ 青少年保護活動
防犯活動	・ 暴力追放運動 ・ 防犯対策に関する啓発活動
防火・防災活動	・ 防火、防災に関する啓発活動、訓練
交通安全活動	・ 交通安全運動、啓発活動
生涯学習活動	・ スポーツ活動（注）スポーツ少年団やスポーツ協会の行うスポーツ活動は補償対象外です。 ・ 文化活動
地域社会活動	・ 各地域コミュニティ協議会、自治会の運営（会議等） ・ 地域施設の管理運営活動（自治会集会所等の清掃等）

補償内容

傷害事故 市民活動団体等において市民活動を直接実践する人が、市民活動中に急激かつ偶然な外来の事故により、死亡又は負傷した場合に補償します。

補償金の種類	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害事故を直接の原因として事故発生日から180日以内に死亡した場合	500万円
後遺障害補償金	傷害事故を直接の原因として事故発生日から180日以内に約款に掲げる後遺障害を生じた場合	後遺障害の程度により15万～500万円
入院補償金	傷害事故を直接の原因として、事故発生日から180日以内に入院による治療を受けた場合	入院1日につき3,000円
通院補償金	傷害事故を直接の原因として、事故発生日から180日以内に通院による治療を受けた場合 (通院日数は90日を限度とする)	通院1日につき2,000円

- 活動を行う場所と自宅との間の往復途中の事故も補償対象です。ただし、通常の経路を外れて寄り道をした場合など、対象とならない場合があります。
- 熱中症や、法令に基づき保健所が決定した食中毒事故も補償対象です。



賠償事故 市民活動団体等又は、市民活動団体等において活動を直接実践する人が、市民活動中の過失により、他者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合に補償します。

補償金の種類	限度額	内容
身体賠償補償	1名当たり 限度額 1億円	他人の身体に損害を与えたとき
	1事故当たり 限度額 1億円	
財物賠償補償	1事故当たり 限度額 500万円	他人の財物に損害を与えたとき

- 免責金額（自己負担額）はありません。



補償内容は必要最低限のものとなっているため、それぞれの活動に応じて、より充実した補償を必要とする場合は、別途、保険にご加入ください。

対象とならない主な活動



- ・市が主催・共催する行事、事業における活動
- ・学校、幼稚園又は保育園等の管理下において行われる活動
- ・自己啓発、技術向上のための活動または競技性の高い活動
- ・親睦を図るために行われる活動 ・害獣駆除活動 ・毒物、劇物の使用を伴う活動
- ・野焼き山焼きを行う活動 ・チェーンソー等を使用する活動
- ・山岳・海難救助ボランティア、災害救助ボランティアなど危険度の高い活動

対象とならない主な事故例

■ 傷害事故・賠償事故 共通して対象にならないもの	
・活動者の故意や心神喪失中の事故 ・地震、洪水、津波など天災による事故	
■ 傷害事故	■ 賠償事故
<ul style="list-style-type: none">・脳疾患、疾病によるもの・無免許運転、酒酔運転等による事故・むち打ち症や腰痛など、医学的他覚所見のないもの・労災保険等の適用を受ける事故	<ul style="list-style-type: none">・世帯を同じくする親族等に対する事故・預かり物やレンタル品の損害に関する事故・施設の工事に起因する事故（修繕等も含む）・動物に起因する事故・自動車等の所有、使用、管理に起因する事故

Q&A



イベントの来場者が会場内で転倒し骨折してしまいました。傷害保険の対象になりますか？



対象となりません。

イベントや地域の運動会・まつりの来場者のような直接的に市民活動を実践していない人は、補償対象となりません。

ただし、会場の設営に問題があったなど、活動を主催する団体に事故の原因がある場合は、賠償保険の補償対象になる場合もあります。

なお、不特定多数の方が来場するイベント等を実施する場合は、別途、イベント保険の加入をご検討ください。

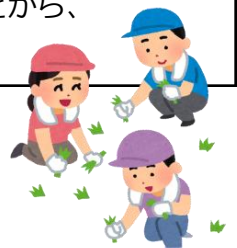


スポーツ少年団で年に数回、市の道路の清掃活動を行っています。これは補償の対象になりますか？



スポーツ少年団が行う清掃活動など、**公益的な活動を計画的に行う場合は、補償対象**となります。

ただし、スポーツ少年団が行うスポーツ活動（練習や試合等）は、競技性や個人の技術向上を主な目的としていることから、補償対象外となります。



その他、よくある質問については、高松市ホームページ「もっと高松」に掲載しています。



安全に活動を行うために

市民活動中の事故を防ぐために、次のようなことに十分注意して活動してください。

- ✓ 活動スケジュールは十分な余裕（休憩など）を持ち、無理のない活動にする。
- ✓ 事前に活動場所の下見や使用する作業道具の点検をし、危険がないか十分にチェックしておく。
- ✓ 必ず責任者（指導者）を選出し、その責任者の指導の下に活動する。
- ✓ 活動中は事故防止の注意や指導が十分に行き届いているか確認する。

! 熱中症による事故が多数報告されています。早い時期から熱中症対策は必須です。
また、時期を問わず、活動の際には参加者の健康状態にも気を配りましょう。



事故が発生した場合の手続き方法

①事故の記録



万が一、事故が発生した場合、後で事故を証明できるよう、事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、対物賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容を記録してください。

②事故の通報（市へ連絡 TEL：087-839-2277）



事故発生後、速やかに高松市 協働コミュニティ推進課まで電話等でご連絡ください。その後の手続き方法等をご説明します。

③事故報告書の提出 「事故報告書」（様式1）



- (1) 事故通報の後、「事故報告書」と市民活動中の事故であることを証明する書類（会則、活動計画書、参加者名簿など）を団体を通じて提出してください。
※事故発生後概ね30日以内を目安にご提出ください。
- (2) 高松市での審査後、保険会社に事故報告書を送付します。

④保険金請求書の提出

- (1) 対象となる活動・事故であると認められた場合には、保険会社より保険金の請求に必要な書類が送付されます。案内に沿って、書類を提出してください。
- (2) 保険会社にて請求内容についての確認・調査等が行われ、審査後、保険会社から指定の口座に保険金が支払われます。

- ◆ 審査の結果、保険金支払い対象外となる場合もあります。
- ◆ 賠償事故において、保険会社の承諾なく示談された場合は、賠償金の一部又は全部の支払いが受けられない場合があります。事前にご相談ください。

●お問合せ先

高松市 協働コミュニティ推進課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2277 FAX 087-839-2125
E-mail community@city.takamatsu.lg.jp
URL <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

市民活動保険制度

